

石井町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26（2014）年6月 策定

令和 8（2026）年4月 改定

徳島県 石井町

目次

概要 (はじめに)	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第1節 感染症危機を取り巻く状況	5
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	5
第3節 政府の感染症危機管理の体制	6
第2章 町行動計画と感染症危機対応	
第1節 町行動計画の策定と改定の目的	6
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
第4節 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	15
第6節 町行動計画の対策項目と目標等	17
第7節 町行動計画の実効性確保に向けた取組	19
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期 (平時)	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	22

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25

第3章 まん延防止

第1節 準備期（平時）	26
第2節 初動期	26
第3節 対応期	26

第4章 ワクチン

第1節 準備期（平時）	28
第2節 初動期	31
第3節 対応期	33

第5章 保健

第1節 準備期（平時）	37
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38

第6章 物資

第1節 準備期（平時）	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	40

第7章 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期（平時）	41
第2節 初動期	42
第3節 対応期	42

概 要

はじめに

【今般の石井町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、政府では、新型コロナウイルス感染症への対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を改定した。

石井町（以下「町」という。）においても、政府行動計画の改定を受け、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、石井町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改定する。

【町行動計画の改定概要】

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府が定める基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を推進していく。

町行動計画の構成と主な内容

【町行動計画全体の構成】

町行動計画の基本的な構成は以下のとおりである。

- ・第1部として、感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、政府行動計画の位置付けを記載する「新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画」
- ・第2部として、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」
- ・第3部として、新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

【第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画】

第1部では、本町における感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理しつつ、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観している。その上で、町行動計画の改定を通じて、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「町民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった目標を実現し、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

【第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

第2部では、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理している。同部第1章では、第1節及び第2節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、基本的な戦略として感染拡大防止と町民生活、及び町民経済に与える影響の最小化という2つの主たる目的を掲げている。

同章第3節では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに対策の考え方や方針が変遷していくことを示している。具体的には、準備期において、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、デジタル技術を活用した情報収集・分析とリスク評価の体制構築、協定の締結による医療提供体制・検査体制等の整備、ワクチンや治療薬等の供給体制の構築・強化を重点的に行う。

初動期においては、国内外における感染症情報の発生を探知して以降、水際対策、サーベイランス等による情報収集と、その分析を踏まえたリスク評価を行うとともに、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーションといった取組を極めて迅速に行っていく。石井町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置されて以降の対応期については、新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国又は国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。このため、準備期に締結した協定に基づき、医療提供体制・検査体制を拡充しつつ、必要な検査を通じた患者や濃厚接触者等への対応とまん延防止対策により、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染拡大を抑制する。その後は、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせ、とるべき対策を柔軟に変化させていく。特にワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、まん延防止対策等の町民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える対策について、リスク評価に応じて縮小等の検討を進めていくとともに、関係機関における実施体制についても、縮小等の検討を随時行っていく。

同章第4節及び第5節においては、新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第3部に記載している各対策を実現していくための国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、町民等の役割を明確化している。

(EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング) の考え方に基づく政策の推進)

第2部第1章第7節では、町行動計画の実効性確保のため、平時及び有事を通じてEBPMの考え方に基づく政策の推進を行うことが必要であり、その前提として、適切なデータを収集し、分析できる体制が重要である。また、多様な主体の参画による実践的な訓練の実施、毎年度の定期的なフォローアップの実施やおおむね6年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

【第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組】

第3部では、第2部第1章第6節において整理した7の対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

(第1章 実施体制)

準備期から、国、徳島県（以下「県」という。）、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には町対策本部を中心に的確な政策判断を行う。

(第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、町民等が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

(第3章 まん延防止)

医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このため、医療のひっ迫時には、リスク評価に基づき総合的に判断し、必要に応じて、特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等を含め、強度の高い措置を講ずる。これらの対策の実施に係る参考指標等の整理を進めるとともに、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

(第4章 ワクチン)

有事の際には、国や県と連携し、国内外で開発されたワクチンを確保し、迅速に接種を進めるための体制整備を行う。また、ワクチンの接種により、感染や重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることに繋がるといった、ワクチン接種の重要性について啓発を実施する。さらに、予防接種事務のデジタル化やリスクコミュニケーションを推進する。

(第5章 保健)

地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である保健所及び保健製薬環境センターにおいて、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等を行うとともに、これらの業務の実施に当たっては、必要に応じて、外部委託の活用、県と連携した対応等を行う。また、感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う。

(第6章 物資)

医療機関を始めとする関係機関において、感染症対策物資等が十分に確保できるよう、準備期から、需給状況の確認や備蓄の推進を行う。初動期及び対応期においては、準備期に整備した仕組みに基づき円滑な感染症対策物資等の生産要請や指示を実施する等、供給が滞らないよう対策を講ずる。

(第7章 町民生活及び社会経済活動の安定の確保)

有事に生じ得る町民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や町民等に必要な準備を行うよう準備期から働き掛ける。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や生活支援を要する者への支援等を行う。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なるウイルスがヒトへの感染性を新たに獲得することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、今回の新型コロナウイルス感染症のように、これまでヒトとの接触のなかったウイルスが、新たにヒト社会に流入することでほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスとして、パンデミックを引き起こすことが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さや病原性の強さによって社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、か

つ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

第3節 政府の感染症危機管理体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、2023年9月に内閣官房に統括庁を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織であり、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、2025年4月にJIHSが設置された。政府の感染症危機管理体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備する。なお、国は、政府行動計画や基本的対処方針の作成又は変更にあたっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならないとされている。

第2章 町行動計画と感染症危機対応

第1節 町行動計画の策定と改定の目的

平成25年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年（2024年）7月、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。今般の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。また、徳島県（以下「県」という。）においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナウイルス対応の経験を踏まえて徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。新型インフルエンザ等が発生した際には、その感染の拡大を防止・抑制し、住民の健康被害を最小限に止め、社会・経済活動を維持して住民生活の安定を図る必要がある。

本町においては、特措法第8条に基づき、有識者の意見を聴き、平成26年6月に「石井町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。本行動計画は、県行動計画（平成25年11月策定）を踏まえ、新型インフルエンザが発生した際に本町がとるべき対応をあらかじめ定めてお

くものである。これに基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の健康被害及び社会・経済への影響を最小限に止めることを目的としている。今般、政府行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、本町においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討する。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には我が国でも初の新型コロナの感染者が確認され、その翌月には、県内初の感染者が確認された。

その後、同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく、石井町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、対処方針の策定が行われる等、町を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が全国に発出、イベントの開催制限やまん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、新型コロナウイルス対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、それにあわせて、本町の対策本部及び対処方針も廃止された。

国は新型コロナの経験を次にくる新興感染症等にかすため、令和4年12月9日に改正感染症法を公布し、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」を改定し、都道府県と保健所設置市には「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）」の改定等を求めた。また、全国の保健所は「健康危機対処計画(感染症編)」を策定することとなった。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。そして、感染症危機は、決して新型コロナウイルス対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の3点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 新型インフルエンザ等発生前の基本方針

- ①新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする。

(2) 新型インフルエンザ等発生後の基本方針

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- ②町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・ 町内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 実施すべき対策

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、本町の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階(準備期)では、国による水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、町民に対する啓発や県・町・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

(2) 感染拡大の抑制

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを経験として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要とされている。

- 町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための

対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、町や県、国の関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

(3) 住民への呼びかけと公衆衛生対策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（2）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期：(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知し、政府対策本部が設置され、町対策本部が設置され、国の基本的対処方針に基づく対策が実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

町対策本部の設置後、県又は町内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した

場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

（3）リスク評価による対策方針の決定

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国、県又は町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、国、県、町の連携等のための DX の推進や人材育成等

新型インフルエンザ等発生時の医療機関や保健所等の負担軽減を目指し、平時から医療関連情報を有効活用し、国、県、町の連携の円滑化等を図るための DX の推進を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ

機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、関西広域連合対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。町は特に必要があると認める時は、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症対応と災害対応の両立

町は、感染症危機下での災害対応や災害対応時の感染症危機についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に感染症発生時にも、避難者の隔離などの対処が可能な避難所の確保等を進めることや、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。更に国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(ア) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行

う。保健所は健康危機対処計画（感染症編）の継続的な取組と見直し等を実施し、地域の医療機関、検査機関との連携を強化する。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、町、感染症指定医療機関等で構成される徳島県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

（イ）町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また新型ウイルス等感染症有事の際には速やかに体制を移行し、感染症対策を実行する。町は県とまん延防止の協議等を行い、平時より連携を図る。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、町と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び徳島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、町からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（5）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（6）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 町行動計画の対策項目と目標

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の3つの主たる目的である「新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする」こと、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替のタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活及び社会経済活動の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標等

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

①実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、町、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確

な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県、町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。また、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、国内の開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。また町は、町の区域を越えたまん延の防止に向け、平時から対策を講ずる必要がある。

⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。町は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や、感染症予防対策物資等の備蓄を進める。

⑦町民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第7節 町行動計画の実効性確保に向けた取組

(1) EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基いて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。感染者発生時の対応手順や個人防護具の備蓄状況の確認といった、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、町行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。町は定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、政府行動計画や県行動計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験等を基に町行動計画の見直しを検討する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と柔軟な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議等の調整を通じて関係機関間の連携を強化する。町においても組織を挙げて、正確な情報を継続的に収集し、それに基づき総合的な対策が実施できる体制を構築する。また、電話やLoGoチャットによる緊急連絡網を整備しておくこと等により、職員の連絡及び参集体制を整えておくものとする。

（2）所要の対応

1-1. 行動計画の作成や体制整備

町は、町行動計画等を作成するとともに、必要に応じて変更する。

1-2. 他の計画との調整や体制整備の強化

- ① 町は感染症に対する専門的知識を有する者や学識経験者等からの意見を徴収し、より効果的な対応を行えるように計画に反映させる。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡大すべき業務を実施するために必要な人員の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、既存の業務継続計画を活用しつつ、県等の業務継続計画との整合性に配慮して必要に応じて見直しや変更を行う。
- ③ 町は、県や医療機関等による研修を活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等の養成等に努める。
- ④ 県対策本部が設置されると、町対策本部の設置を検討するとともに、新型インフルエンザ等に関する情報の収集を図る。また、県や事業者等とも協力し、情報共有し、注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ等患者の発生状況など必要な情報の提供を要請し、連絡体制を確立する。

1-3. 国、県との連携の強化

- ① 町は県や関係行政機関との相互連携を図り、新型インフルエンザウイルス等の発生時に備え平時からの情報共有、連携体制の確認を実施し、連携体制を構築する。
- ② 町は感染症対策の実効性を高めるため、業界団体や学会等の関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築するように努める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理上、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため、町は準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を構築、強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、町は必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は必要に応じて、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、全庁的な体制整備を進める

2-2. 必要な予算の確保

町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する事を検討し所要の準備を行う

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は緊急事態措置のために事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は緊急事態区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 必要に応じて地方債発行による財源確保

町は、国からの財政支援を有効に活用しつつ、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討について

3-2-1. 緊急事態宣言が発令された場合の総合調整

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 緊急事態解除宣言が発令された場合の町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を言う。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県や他市町村、関係機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

第1節 準備期（平時）

(1) 目的

平時においては、感染症危機の発生に備え、町民等が感染症に対する理解を深め、適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有及びリスクコミュニケーションの体制を整備することが重要である。このため、町は、町民の意識把握や感染症に関する普及啓発等を通じて感染症リテラシーの向上を図るとともに、発生時においても円滑に情報提供・共有が行えるよう、手段や体制についてあらかじめ整理・検討を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有

- ① 町は、国のガイドライン（第1・2章）に掲げられた留意事項や、県及び他市町村の取組も参考にしつつ、地域の実情に配慮した形で、町民にわかりやすく情報を提供・共有する体制を整備する。
- ② 町は、コールセンター等の相談窓口の設置を行う場合は、町公式ホームページやいいアプリ等で、行動変容に繋がりやすくなる周知方法を目的とし、かつ町民に分かりやすい情報提供を行う。
- ③ 町は、感染症は誰もが感染しうるものであることを前提として、個人の感染対策の重要性や、感染者及びその家族、所属機関や医療機関等への偏見や差別の防止、さらに偽情報・誤情報の拡散防止なども含めた啓発を行う。

1-1-2. 県と町の感染状況の情報共有・提供

- ① 町は、住民に対してのきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知広報（町公式ホームページ及びいいアプリなどによる情報提供）や、県が行う新型インフルエンザ等の患者への健康観察等に伴う協力や患者等に生活支援を行う。
- ② 当該連携については、県と町での行動計画の位置付けや手順について、あらかじめ両者での合意形成を行いながら行う。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、町民等が適切に判断・行動できるよう、正確かつ迅速な情報提供・共有を行う必要がある。また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見や差別を防止し、町民等の不安の軽減と行動変容を促す観点から、適切なリスクコミュニケーションを実施することが重要である。そのため、町は、感染状況や対応方針等について、町民等へわかりやすく情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、共有された情報を基に適切な情報発信を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報共有・提供

町は、国、県及び関係機関等の方針に基づき、新型インフルエンザ等に関する特性や対応方針等の必要な情報を町民に迅速かつ正確に提供し、リスクコミュニケーションを図る。特に配慮が必要な層（高齢者、子ども、外国人、障がいのある方など）への情報提供方法を整理し、それぞれに応じた理解しやすい媒体の活用を検討する。

2-1-2. 県と町の感染状況の情報共有・提供

町は、県や医療機関と連携しながら、住民に対してのきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知広報（公式ホームページ及びいいアプリなどによる情報提供）を行うため、相談受付体制の整備や、必要に応じて患者の健康観察への協力・生活支援の実施に努める。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国から要請を受けた際や、必要があると思われる場合については、コールセンターの設置を検討する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染の拡大が進む状況下においては、町民が適切な判断と行動をとれるよう、偽・誤情報の拡散を防ぎつつ、正確かつ迅速な情報提供と共有を行うことが重要である。町は、準備期・初動期の取組を踏まえ、リスクコミュニケーションの体制をさらに強化し、町民や事業者の理解と協力を得られるよう努めるとともに、関係機関等とは連携を深めながら、双方向の情報伝達を推進する。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有

3-1-1. 町における情報提供・共有について

- ① 国や県、他市町村の対応も参考にしつつ、科学的根拠に基づいた感染症対策の説明を行うとともに、町民に対して必要な情報の提供・共有を実施し、リスクコミュニケーションを図る。
- ② 町は、感染者や医療従事者に対する差別の防止、偽・誤情報の是正に向けた継続的な情報提供を行うと共に、ファクトチェックサイトや専門家・相談窓口等の連絡先について、ホームページやいいアプリ等で周知するなど、情報の真偽を各自で判断・解決できるようなサポートに努める。

3-1-2. 県と町の感染情報の共有・提供

町は、県や医療機関と連携しながら、町民に対するきめ細かなリスクコミュニケーションを含む周知広報（町公式ホームページ及びいいアプリなどによる情報提供）を行うとともに、相談受付体制の整備や、必要に応じた患者の健康観察への協力・生活支援の実施に努める。

3-2. 基本的指針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は感染症対策を円滑に進めるため、関係者や町民の理解や協力を得ることが重要であることから、コールセンター等に寄せられた意見等を参考に、町民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うように努める。

第3章 まん延防止

(1) 目的

町における新型インフルエンザ等のまん延防止の目的は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の趣旨に基づき、感染拡大の抑制および遅延を図り、町民の生命と健康を守るとともに、医

療提供体制のひっ迫を回避し、社会的・経済的影響を最小限にとどめることにある。そのため、国や県の方針に沿い、感染状況に応じて外出や集会の制限、発症者の隔離、施設の使用制限等の必要な措置を適切かつ迅速に講じる。あわせて、町の行政機能や住民生活の維持に努め、地域社会の混乱を抑制し、国・県および関係機関と連携して、早期の事態収束と安定した生活環境の回復を目指すものである。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等のまん延に備え、平時より感染症の特性や発生動向に関する情報を把握するとともに、町内の医療・福祉・教育機関等との連携体制の確認や、訓練・研修等を通じて、感染拡大時における初動対応の実効性を高めることを目的とする。あわせて、町の行政機能や住民生活の維持に向けて、業務継続体制の点検・見直しを行うとともに、町民等や事業者に対して必要な情報提供と協力要請を行い、まん延防止対策による社会的影響を緩和するための理解促進を図る。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、換気・マスク着用・咳エチケット・手洗い・人込みを避ける行動等、基本的な感染対策の普及と定着を図る。
- ② 町は、感染の可能性がある場合に備え、相談窓口や受診方法、家庭内での感染防止対策など、町民がとるべき行動をあらかじめ周知し、その理解を促す。
- ③ 町は、行政機能の維持を図るため、庁舎等の職場における感染防止対策に必要な物品を、平時から備蓄するよう努める。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の国内発生が確認され、町域での感染拡大が懸念される段階においては、さらなる感染のまん延を防ぐため、町は国や県の方針を踏まえ、必要な対策を講じる準備を進めるとともに、町民や関係機関への情報提供や協力体制の強化を図ることを目的とする。あわせて、行政機能や生活関連サービスの維持に向けた体制確認を行い、急激な感染拡大に備える。

（2）所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国や県からの要請を受け、業務継続計画に基づくまん延防止対策の準備を進める。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染が地域内で拡大し、社会生活や医療提供体制に深刻な影響を及ぼすおそれがある段階においては、町は、国や県の方針に基づき、まん延防止のための各種措置を

速やかに実施し、感染のさらなる拡大を抑えることを目的とする。あわせて、指標やデータを活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を勘案し、柔軟な対応を行うことにより、町民生活や社会経済活動への影響を軽減するよう努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供

- ① 町は、感染状況や対応方針等について、町ホームページ、広報紙等の各種広報手段を活用し、速やかに町民へ周知する。
- ② 国・県・医療機関等からの情報は迅速に整理し、町民や事業者等に正確な情報提供を行うよう努める。

3-2. 連携

町は、県や保健所、医療機関、福祉施設、教育機関、事業者等との連携体制を強化し、関係機関の定期的な情報共有を通じて、必要に応じた対応方針の確認や調整を行う。

3-3. 実施の考え方

対応の実施にあたっては、国・県の行動計画のフェーズ区分を参考とし、町の実情に応じた段階的な措置を講じる。町民生活・社会経済活動への影響を最小限とすることに留意しつつ、感染拡大の防止を最優先とする。

3-4. フェーズ区分と主な対応

3-4-1. 感染拡大の兆候が見られる段階

感染状況の監視を強化し、予防啓発や手洗い・マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策。また、事業所等に対しては時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の活用を促す。

3-4-2. 町内で散発的な感染が確認された段階。

町民への感染防止策の周知を強化するとともに、高齢者施設・医療機関・障がい者福祉施設等における重点的な感染防止対策を講じる。また町主催及び関係団体によるイベント等については、開催の見直しや延期・中止を含めて検討する。

3-4-3. 町内で感染が拡大傾向にある段階

- ① 感染拡大防止の観点から、不要不急の外出自粛の要請を呼びかけるとともに、必要に応じて、施設の利用制限や休館等の措置を講じる。
- ② 高齢者施設・福祉施設・教育機関等における感染防止対策の徹底を図る。
- ③ 事業継続計画（BCP）に基づき、適切な職員行動を周知し、促す。

3-4-4. 感染の拡大が広域的に進行している段階

- ① 感染の拡大状況に応じ、町主催行事の中止、公共施設の閉鎖、学校の休校措置等を実施。
- ② 高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、乳幼児等の重症化リスクの高い町民に配慮した対応を強化し、町民生活維持に必要な物資の供給確保に努める。

3-4-5. 医療提供体制に深刻な影響が出始めている段階

感染拡大防止策を更に強化するとともに、高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、乳幼児等の重症化リスクの高い町民への保護措置や生活支援措置等を必要に応じて実施をする。

3-4-6. 緊急事態宣言等が発出された段階

- ① 国及び県の方針を踏まえ、必要に応じて町全体で強力な行動制限を実施し、感染拡大の抑止と早期収束に向けた対応を最優先で行う。
- ② 高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、乳幼児等の重症化リスクの高い町民に対し、必要な支援体制を引き続き確保する。

3-4-7. 感染状況が改善し、行動制限措置の段階的な解除が検討される段階。

町民生活や社会経済活動の正常化を図る一方で、再拡大の防止に引き続き留意する。特に高齢者、基礎疾患のある方、妊産婦、乳幼児等の重症化リスクが高い町民への配慮を重視し、必要な感染防止対策や支援措置を継続する。また、対応は国・県の方針に準じつつ、町の実情に応じて柔軟に進める。

第4章 ワクチン

(1) 目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。町は、医療機関や事業者、関係団体等と、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

第1節 準備期（平時）

(1) 目的

新型インフルエンザの発生時において町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、医療機関や県・近隣市町村と連携のもと、ワクチンの接種体制について円滑な接種を実現できるよう必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ AED ・ 医療用酸素	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> パーテーション

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請に応じて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国や県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
- ② 町は、事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。
- ③ 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ④ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ⑤ 町は、基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児、高齢者などの具体的な内訳数の試算（シミュレーション）を行っておく。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 町における対応

町は、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした町の取組を支援することとなる。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町の労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町の衛生部局は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要

に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

1-5. DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

第 2 節 初動期

(1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な整備を進める。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第 4 章第 1 節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所や学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、町の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、

血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、地域医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合は、取引医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、本章第1節1-1に示した物品に準ずるものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第3節 対応期

(1) 目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する町民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる病状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間での随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、地域の実情を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期的予防接種の接種率が低下し、定期的予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期的予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

(1) 目的

町が効果的な新型インフルエンザ等の対策を行うには、感染症の拡大防止及び町民の健康被害の軽減を図るため、保健師等の活用による保健活動の推進、健康相談体制の整備、町民への健康教育及び適切な情報提供を迅速かつ的確に行うことが重要である。また、県及び管轄保健所が実施する健康観察等に協力するとともに、罹患者及び濃厚接触者の生活支援に必要な対応を行う。県は、国の方針に基づき、必要な保健活動の体制整備及び関係機関との連携を進めている。これらを踏まえ、町においても、情報収集や研修等を通じた保健活動体制の整備、健康相談窓口の設置・運営、町民への健康教育及び適切な情報提供、健康観察への協力及び生活支援等の取組を推

進する。また、特措法に基づく措置の適用・縮小・解除等に応じて、町の保健活動体制及び関連支援体制を柔軟かつ適切に運用し、必要に応じて段階的な強化・維持・縮小・通常体制への移行を図る。

第1節 準備期（平時）

（1）目的

準備期においては、町民の健康被害を最小限に抑えることを目的として、保健師等による保健活動の体制整備、健康相談体制の確保、町民への健康教育及び情報提供に係る体制構築等を進める。あわせて、県及び管轄保健所との連携体制を平時より構築し、健康観察への協力体制や生活支援の枠組み等を事前に整理することにより、今後の感染拡大に備えた実効的な体制の整備を図る。

（2）所要の対応

1-1. 情報の把握・研修の実施

町は、国及び県の方針に基づき、新型インフルエンザ等に関する保健活動の体制整備に向けた情報を平時より把握するとともに、保健師等の関係職員を対象として感染症対応力の向上を目的とした研修等を実施し、保健活動体制の強化を図る。

1-2. 体制の整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に住民からの健康相談に適切に対応できるよう、平時より体制整備するとともに、関係機関との連携体制を構築する。
- ② 町は、県及び管轄保健所が実施する健康観察等に協力するため、関係体制及び連絡・調整体制を平時より整備しておく。
- ③ 町は、罹患者及び濃厚接触者が外出制限等の対象となった場合に備え、生活支援のための体制整備及び必要な準備を平時より進める。

1-3. 健康教育及び情報提供

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等に関する正確な知識や予防行動等について、健康教育及び適切な情報提供を平時より実施する。

第2節 初動期

（1）目的

初動期においては、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止及び町民の健康被害の軽減を図るため、保健師等による保健活動を速やかに開始し、健康相談や情報提供、健康観察への協力、罹患者及び濃厚接触者への生活支援体制の円滑な運用を行うことが重要である。本町は、国及び県の方針に基づき、感染状況に応じた保健対応を迅速に実施するとともに、関係機関との連携を強化し、町民への適切な支援に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報の把握・連携の強化

町は、国及び県の方針に基づき、保健活動に関する最新の情報を県及び管轄保健所から適時に把握するとともに、関係機関との連携強化に努める。

2-2. 体制の実施・運営

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの健康相談に適切に対応する目的で相談受付体制を設置・運営するため、発熱患者等からの相談に対し、県の受診・相談センターや、県が指定する発熱外来リスト等へ円滑に誘導する手順を定める。
- ② 町は、県及び管轄保健所が実施する健康観察等に協力し、関係体制及び連絡調整体制を適切に運用する。
- ③ 町は、罹患者及び濃厚接触者が外出制限等の対象となった場合に、日常生活の継続に必要な生活支援を円滑に実施する。

2-3. 健康教育及び情報提供

町は、町民に対し新型インフルエンザ等に関する正確な知識や予防行動等について、健康教育及び適切な情報提供を迅速に実施する。

第3節 対応期

(1) 目的

対応期においては、感染の拡大状況や罹患者の増加に伴い、町民の健康被害を最小限に抑えるため、保健師等による保健活動を継続・強化し、健康相談の受付や情報提供、健康観察への協力、罹患者及び濃厚接触者への生活支援等を円滑に実施することが重要である。町は、国及び県の方針に基づき、感染状況に応じた柔軟な保健対応を行うとともに、関係機関との連携体制を維持・強化し、町民への適切な支援に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施（流行初期の対応）

3-1-1. 情報の把握・連携の強化

町は、国及び県の方針並びに県及び管轄保健所からの情報を適時に把握するとともに、感染症の特徴や感染状況等の変化に応じて、関係機関との連携体制を維持・強化する。

3-1-2. 保健活動体制の確認・初動整備（健康観察及び生活支援）

町は、健康相談体制の整備に努めるため、県が実施する健康観察への協力体制、生活支援体制等について、初動段階における必要な整備や確認を行い、迅速な対応が可能な体制の確保に努める。

3-1-3. 健康教育・情報提供の実施

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等に関する正確な知識や予防行動について、迅速かつ的確な情報提供を行い、感染拡大防止に向けた意識啓発を推進する。

3-2. 感染拡大期の対応

3-2-1. 情報の把握・連携の強化

町は、国及び県の方針、県及び管轄保健所からの情報を適時に把握するとともに、感染症の特徴や感染状況等の変化に応じて、関係機関との連携体制を強化する。

3-2-2. 保健活動体制の維持・強化

- ① 町は、健康相談窓口を強化し、住民からの健康相談に迅速かつ的確に対応するとともに、相談内容を関係部局と適切に共有し、必要な支援や情報提供につなげる体制を維持・強化するように努める。
- ② 町は、県及び管轄保健所が実施する健康観察等に引き続き協力し、必要に応じて体制の強化を図るとともに、保健所との情報共有や住民からの問い合わせ対応体制の強化に努める。
- ③ 町は、県から罹患者及び濃厚接触者に関する情報の共有を受けて、県が実施する食事提供等のサービスや物品の支給に協力する。
- ④ 町は、罹患者及び濃厚接触者が外出制限等の対象となっている場合に、日常生活を営むための生活支援を迅速に実施するとともに、状況に応じた支援内容の見直しや、必要な対応を行う。
- ⑤ 町は、町民に対し、新型インフルエンザ等に関する正確な知識や予防行動等について、感染状況の変化に応じた情報提供を強化し、感染拡大の防止及び適切な行動の促進を図る。

3-3-1. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

町は、国や県からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ有事の体制等の段階的な縮小を検討・実施する。また、特措法によらない基本的な感染対策への移行に伴い留意すべき点（感染症対策の見直し等）及びこれに伴う対応の縮小について、町民等に対し分かりやすく情報提供・共有を行う。

第6章 物資

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延が懸念され、それに伴い感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。その際に感染症対策物資等が不足すると、町民の生命及び健康への重大な影響を及ぼす恐れがあり、それを防ぐことが目的である。このため、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策が重要である。町は、平時から国の指針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を計画的に進めるよう努める。

第1節 準備期（平時）

(1) 目的

準備期においては、感染拡大時における感染症対策物資の不足を防ぐことを目的として、個人防護具等の備蓄状況の把握及び計画的な確保に努めるとともに、物資の供給体制や配布体制の整

備を進める。あわせて、国及び県の指針や方針に基づき、関係機関等との連携体制を構築し、物資の円滑な調達及び配布に向けた実効的な体制の構築を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、各行動計画や業務計画に基づき、所掌事務または業務に係る対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄や、定期的な備蓄状況等の確認に努める。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定に関する物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 国・県から要請を受け、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送事業者のための、個人防護具の備蓄を進める。また備蓄品目や備蓄水準は国が定めるものを踏まえたくえで検討を行う。

1-2. 民間事業者等との供給協力に関する協定の活用及び検討

町は、感染症対策物資等の供給不足に備え、現在締結している供給協力に関する協定等の適用可能性を確認するとともに、必要に応じて、新たな協定の締結や既存協定の見直しを検討する。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期においては、感染症の発生状況に応じて、備蓄していた感染症対策物資等を円滑に供給・配付する体制を確保し、町民や関係機関に対する適切な感染防止措置の実施を支援することが重要である。町は、発生時に混乱なく物資を活用できるよう、備蓄物資の管理体制を確認し、供給・配付の体制を迅速に立ち上げるとともに、関係機関との連携のもとで必要な調整を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の配備準備

町は、国及び県からの要請に対応できるよう、感染症対策物資等の備蓄状況及び配置を確認する。

2-2. 県及び関係機関等との相互協力体制の確認

町は、県及び関係機関等と情報の共有を行い、必要な物資及び資材の不足に備えて、相互協力体制の構築について検討し、要請に応じた迅速な連携が図れるよう確認・整備に努める。

2-3. 物資供給協力に関する事前協議

必要に応じて、物資及び資材の供給協力に関する協定等の適用に向けた事前協議を検討する。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大に伴い、感染症対策物資等の需要が急増することが想定されることから、町は、備蓄物資の効果的な活用及び必要な物資の迅速な確保に努めることが重要と

なる。また、県及び関係機関等との連携を図りながら、感染防止に必要な物資等の配分調整や供給体制の維持・確保を通じて、町民の健康と生活を守る対応を進める。

(2) 所要の対応

3-1. 備蓄物資等の供給・配布に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足する場合には、県と連携し、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を相互に融通する等、供給に関して相互に協力するよう努める。また、必要に応じて町が所掌する施設等への配布を行うとともに、国及び県の要請により広域的な配布が求められた場合は、協力を行う。

3-2. 供給協力に関する協定等の活用方策の検討

町は、感染症対策物資等の供給が不足する場合に備え、国及び県からの要請や備蓄状況に応じて、供給協力に関する協定等の活用方策について検討する。

第7章 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生活及び健康に被害が及ぶとともに、町内の社会経済活動へ大きな影響が生じる可能性がある。町は、こうした影響を最小限に抑えるため、町民や事業者に必要な準備を行うことを推奨する。また、指定公共機関等は業務計画の策定等の必要な準備を進めるものとする。町は、生活関連サービスや社会経済活動の継続に必要な支援を行うとともに、行政機能の維持、事業者支援、町民生活の安定化を一体的に推進する。

第1節 準備期（平時）

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、町民生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、必要な体制の整備や関係機関との連携、支援策の検討等を進めることを目的とする。あわせて、町民及び事業者に対し、感染症の拡大に備えた適切な準備を促し、町全体としての対応力の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、所管課間での連携体制を整備し、県や関係機関との間での情報共有を円滑に実施する。併せて、町民への必要な情報提供を行う体制を構築し、平時からその運用を確認する。また、状況に応じて、庁内外の関係者間で必要な情報が迅速かつ的確に共有されるよう、平時より体制の点検・改善に努める。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、感染症危機時に迅速かつ確かな生活支援及び経済支援が行えるよう、行政手続及び支援金の給付・交付等に関する仕組みの整備にあたり DX を推進し、円滑な事務処理が可能な体制を構築する。また、高齢者やデジタル機器の利用に不慣れな者等にも情報が届き、支援を受けられるように留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

町は、備蓄している感染症対策物資のほか、所掌事務又は業務に係る対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等の備蓄を実施する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定に関する物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。また、感染症の発生に備えて、町民及び事業者等に対して、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の適切な備蓄を推奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援

町は、感染症危機時において要配慮者等が必要な生活支援を受けられるよう、巡回、介護、訪問診療、食事提供、搬送時の対応等に関して、県と連携し、要配慮者の把握と具体的手続きの調整を行う。

1-5. 火葬能力の把握・火葬体制の整備

町は、感染症危機時における適切な火葬の実施に備え、県の指針に基づき、域内の火葬能力を把握するとともに、県及び関係機関等との情報共有及び連携調整の体制を平時から整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大が確認された場合、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が生じる可能性がある。町は、感染症のまん延による影響を最小限に抑えるため、町民や事業者に対して必要な支援を迅速に実施し、生活関連サービスの維持や行政機能の継続、社会経済活動の安定を図る。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染拡大防止の観点から、事業者に対し、自らの業態に応じた感染症対策の徹底や、テレワークや時差出勤等の柔軟な働き方の導入や取組を進めるよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼びかけ

町は、住民等に対して、生活関連物資等の購入に関して消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、適切な生活関連物資等の販売や、買い占め等の防止に向けた協力を呼びかける。

2-3. 遺体の火葬・安置

準備期に引き続き、町は、感染症危機時において、域内で利用可能な火葬場による適切な火葬の実施に向けて、関係機関との連携調整を行いながら対応を進める。また、火葬能力を超える事態が生じた場合に備え、一時安置所の確保や準備について、関係機関と連携の上、確認・調整を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が全国的にまん延し、緊急事態宣言が発出されるなど、町民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる可能性のある状況下において、町は、町民の生命及び生活を守る

ことを最優先に、行政機能の維持、生活関連サービスの確保、事業者等への支援を一体的に推進し、町民生活及び社会経済活動の安定化を図る。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等の感染拡大や、それに当たるまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤立・孤独対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する対応等）を講ずる。

3-1-2. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限や長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、教育及び学びの継続に関する取組等に対し、必要に応じた支援を行う。

3-1-3. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、物価の安定や物資等の適切な供給を確保するために、価格高騰や買い占め、売り惜しみ等の動向について調査・監視を行う。また、関係業界団体に対して、供給の確保や便乗値上げの防止を要請する。
- ② 町は、生活関連物資等の需給状況や価格動向、ならびに国・県及び関係機関による措置の実施状況等について、関係機関と適切に情報共有を行う。あわせて、町が実施する調査・監視活動の結果や要請対応の状況についても共有し、対応方針の調整や必要な連携を図る。また、状況の変化や対応の必要性に応じて、関係部局間で連携し、町内事業者や町民に対して必要な情報提供を行う。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格高騰や供給不足が生じた場合、又はその恐れがある場合には、本計画に基づき、適切な措置を講ずる。その際は、国・県及び関係機関と連携し、状況に応じて柔軟かつ迅速な対応に努める。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資・役務の価格高騰が生じた場合、又はそのおそれがある場合には、生活関連物資等の買い占めや売り惜しみに対し、国、県及び関係機関と連携し、必要な緊急措置を講ずる。また、これらの措置に関しては、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の関係法令に基づくほか、町が実施可能な適切な措置を講ずるものとする。

3-1-4. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、感染拡大防止等に十分配慮しつつ、火葬場の稼働が可能な限り確保されるよう、県を通じて火葬場の設置者に対し要請を行う。

- ② 町は、搬送業者及び火葬業者と連携し、火葬の円滑な実施に努めるとともに、必要に応じて、臨時遺体安置所として準備している施設等を活用し、遺体の適切な保存を図る。
- ③ 町は、区域内での火葬が困難な場合には、県を通じて、他地域の火葬場設置者との広域的な協力体制の確立に努め、必要に応じて火葬の受入れに係る協力を要請する。
- ④ 町は、死亡者が増加した場合に備え、必要に応じて一時的な遺体安置所を確保するとともに、状況に応じた円滑な運用に努める。
- ⑤ 町は、遺体の適切な保存を確保するため、必要な人員の確保に努め、関係機関と連携して適切な管理体制の構築に努める。
- ⑥ 町は、遺体安置所の収容量が超過した場合には、必要に応じて一時的な安置所の拡充に努める。また、県からの情報に基づき、関係機関と連携して円滑な火葬の実施に努める。
- ⑦ 円滑な火葬の実施が困難となった場合には、公衆衛生上の災害危機を防止するため、緊急の必要がある場合には、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けることができる。また、これに加えて、特に緊急の必要性がある場合には、埋火葬の許可を要しない特例の適用が可能となる。(この特例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づくものであり、その適用地域及び期間は、厚生労働大臣が定める。)
- ⑧ 町は、これらの措置が適用された場合において、関係機関と連携し、必要な周知及び対応に努める。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、町民の生活及び社会経済活動の安定化を図るため、当該影響を受けた事業者に対して、必要な財政措置及びその他必要な支援措置を、公平性に留意し、効果的に講ずるよう努める。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延時においても、上下水道施設の適切な稼働を確保し、上下水道の機能を安定的かつ適切に維持するため、必要な措置を講ずるよう努める。
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延時においても、住民の生活及び公衆衛生の維持を図るため、一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努める。